

新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規程

平成22年9月14日規程第13号

最終改正 令和4年12月13日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則第15条、第16条及び第19条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校における情報セキュリティ管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、専門的及び技術的問題の審議は、情報セキュリティ推進委員会に委ねるものとする。

- (1) 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃
- (2) 情報セキュリティポリシー、実施規則、実施規程及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査
- (3) 情報セキュリティ教育
- (4) リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- (5) 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- (6) 例外措置の許可権限者の選任
- (7) 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- (8) 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- (9) 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- (10) その他情報セキュリティに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、情報セキュリティ責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 情報セキュリティ副責任者
- (2) 情報セキュリティ管理者
- (3) 情報セキュリティ推進責任者
- (4) その他情報セキュリティ責任者が必要と認める者

2 前項第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、情報セキュリティ副責任者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における審議の結果を、運営会議に報告する。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年9月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規程（平成15年3月12日規程第13号）は廃止する。

附 則（平成28年9月1日 一部改正）

この規程は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月16日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月13日 一部改正）

この規程は、令和4年12月13日から施行する。